備考
一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

八　陸上自衛隊矢臼別演習場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
北海道野付郡別海町	矢臼別無番地	北海道野付郡別海町　トライベツ及び別寒辺牛（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
北海道厚岸郡厚岸町	トライベツ及び別寒辺牛（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	北海道厚岸郡厚岸町　トライベツ及び別寒辺牛（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 北海道厚岸郡浜中町　西円朱別西（次の図面に示す部分に限る。）
北海道厚岸郡浜中町	西円朱別西（次の図面に示す部分に限る。）	北海道野付郡別海町　上風連、中西別、西春別及び矢臼別（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 北海道川上郡標茶町　字上チャンベツ原野、字多和、字チャンベツ原野及び字中チャンベツ原野（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考
一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

九　陸上自衛隊王城寺原演習場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
宮城県黒川郡大和町	吉田	宮城県黒川郡大和町　吉田（次の図面に示す部分に限る。）及び吉田以外の次の図面に示す地域
宮城県黒川郡大和町	吉田（次の図面に示す部分に限る。）	宮城県黒川郡大衡村　大瓜（次の図面に示す部分に限る。）
宮城県黒川郡大衡村	大瓜（次の図面に示す部分に限る。）	宮城県加美郡色麻町　大、小栗山、四竈及び王城寺（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに大、小栗山、四竈及び王城寺以外の次の図面に示す地域
宮城県加美郡色麻町	王城寺及び小栗山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

備考
一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十　陸上自衛隊北富士演習場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
山梨県富士吉田市	山梨県富士吉田市　新屋及び上吉田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	山梨県富士吉田市　新屋及び上吉田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
山梨県南都留郡山中湖村	山梨県南都留郡山中湖村　山中（次の図面に示す部分に限る。）	山梨県南都留郡山中湖村　山中（次の図面に示す部分に限る。）
		山梨県富士吉田市　新屋及び上吉田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		山梨県南都留郡忍野村　忍草（次の図面に示す部分に限る。）
		山梨県南都留郡山中湖村　平野及び山中（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		静岡県駿東郡小山町　須走（次の図面に示す部分に限る。）

備考
一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。